

随意契約（相手方指定）調書

件名	民間緊急通報システム業務委託（固定電話回線無・人感センサー方式）	No.5200002
工（納）期	令和８年３月３１日	
契約締結日	令和７年４月１日	
契約金額	５，６６２，８００円（消費税込み）	

契約相手方	セコム株式会社 (法人番号：6011001035920)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	民間緊急通報システム業務委託（固定電話回線無・人感センサー方式）
指定業者 （案）	名 称 セコム株式会社 所在地 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 代表者 代表取締役社長 吉田 保幸
特命理由	本件は、福祉推進課で実施している安否確認業務について、現行の緊急通報システム機器が設置後30年以上経過しており、故障した場合の交換部品がないこと等の理由により、令和7年度から新規システム機器により安否確認する業務を委託するものである。 契約締結請求にあたり、主管課からは部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件は、区の規程において、東京消防庁の代理通報事業者の認定等に関する規定における救急代理通報の認定を受けていることを資格要件としており、該当する業者のうち、荒川区を救急代理通報の対応地域としている業者は現在7社である。 そのうち、高齢者を対象とした緊急通報システム機器において、固定電話回線が不要な機種に対応可能な事業者は2社のみであり、サービス及びコストを比較したところ、 ①他社のシステムはドア開閉センサーにより異常を感知するシステムを使用しているが、入居者がドアを開けたままにする等による誤発報につながるケースが散見されている。一方、上記事業者のシステムは、入居者の動きそのものを感知するシステムであり、入居者の安否をより正確に把握することが可能である。 ②2社のサービス内容については同等であるが、上記事業者のシステムはより低いコストで運用が可能である。 また、上記業者は、高齢者福祉課において、令和5年度から固定電話回線を持たない高齢者の在宅世帯を対象に、緊急通報システム事業を開始しており、区からの指示に迅速に対応するなど、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）